

議案第35号

大田原市辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、大田原市辺地総合整備計画の変更について議会の議決を求める。

令和6年6月17日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

総 合 整 備 計 画 書

栃木県大田原市 大神辺地

(辺地の人口 283人 面積 3.8km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

栃木県大田原市大神

(2) 地域の中心の位置

栃木県大田原市大神604番地56

(3) 辺地度点数

132点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、本市の南西部に位置し、北部に那珂川水系の1級河川「箒川」が流れ、農業を基幹産業とする農村地帯である。

当該地域から佐久山小学校への通学や医療機関に通院する際に利用される市道大神福原線は、歩道がなく幅員狭小であるため、車両のすれ違いが難しい状況にある。また、大型車両の侵入を制限し、歩行者の安全を確保するため対策を講じているが、主要県道矢板・那珂川線のショートカットに使われているため、交通量が多い状況にある。

大神地区は、公共的施設等の基盤整備状況が他の地域と比べ、立ち遅れている状況にあり、地域住民の生活に少なからず影響を与えている。

今回、次のように道路改良に係る計画を策定し、地域住民の日常生活の利便性や安全性を確保し、生活環境の向上を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和12年度まで 9年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
市道大神福原線	大田原市	420,000	(231,000) 209,773	(189,000) 210,227	(189,000) 207,000
合 計		420,000	(231,000) 209,773	(189,000) 210,227	(189,000) 207,000

※ () 内は変更前の額

総 合 整 備 計 画 書

栃木県大田原市 藤沢辺地

(辺地の人口 229人 面積 4.2km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

栃木県大田原市藤沢

(2) 地域の中心の位置

栃木県大田原市藤沢380番地

(3) 辺地度点数

151点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、本市の南西部に位置し、北部に那珂川水系の1級河川「箒川」が流れ、農業を基幹産業とする農村地帯である。

市道大田原喜連川線は、大型車運搬車両が物流幹線として利用しているが、登坂の急カーブがあるため、冬期路面凍結時に大型車が立ち往生することがある。また、当該地域から市街地や親園中学校への通学や野崎駅への通勤の際にも利用されているが、歩道がなく幅員狭小であり、また一部車両のすれ違いが難しく、利用者の安全確保が急務となっている。

市道琵琶池線は、主要地方道大田原氏家線と市道大田原喜連川線を結んでおり、当該地域から市街地への通勤、通学、東北自動車道矢板インターチェンジ方面に向かう際の利用など、生活道路として利用されている。また、農産物や加工品等の輸送にも利用され、産業基盤としても重要な役割を果たしているが、大型車両の通行も多く、舗装の劣化が進んでおり、生活環境の向上及び産業基盤の整備を図るため、早急な整備が必要である。

当該地区は、産業及び経済基盤が脆弱であることに加え、公共施設等の基盤整備状況が他の地域と比べ、立ち遅れている状況にあり、地域住民の生活に少なからず影響を与えている。

今回、次のように道路改良等に係る計画を策定し、地域住民の日常生活の利便性や安全性を確保し、生活環境の向上を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和10年度まで 7年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
市道大田原喜連川線	大田原市	(170,000) 155,000	(0) 75,500	(170,000) 79,500	(170,000) 79,500
市道琵琶池線	大田原市	(0) 250,000	(0) 122,500	(0) 127,500	(0) 127,500
合 計		(170,000) 405,000	(0) 198,000	(170,000) 207,000	(170,000) 207,000

※ () 内は変更前の額